

## TAX

IssueP379 – 2023 年 10 月 8 日  
日本語翻訳版

## Tax Analysis

移転価格税制の視点から見る  
中国企業の炭素排出権取引

Author<sup>5</sup> :

**He, Lian Tang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : [lhe@deloitte.com.cn](mailto:lhe@deloitte.com.cn)

**Yu, Hua Ying**

Director

Tel : +86 21 6141 1219

E-mail : [manyu@deloitte.com.cn](mailto:manyu@deloitte.com.cn)

**Lu, Xiaolin**

Director

Tel : +86 21 2316 6173

E-mail : [andlu@deloitte.com.cn](mailto:andlu@deloitte.com.cn)

**Ye, Zhaofeng**

Manager

Tel : +86 21 2329 5823

E-mail : [jasonye@deloitte.com.cn](mailto:jasonye@deloitte.com.cn)

気候変動対策への取り組みが急務であることが国際社会の共通認識となっている。各国の企業のビジネスに関する意思決定上、グリーントランスフォーメーションと温室効果ガスの排出量削減は考慮しなければならない要素となっており、それに関する炭素排出権取引はより高い頻度で、大規模に、豊富なアプローチで企業の日常業務に登場するようになってきている。企業の関連者間取引も例外なくその影響を受けており、企業の炭素排出権取引における独立企業原則の運用は注目を集めている。国際連合経済社会理事会租税委員会傘下の移転価格小委員会は、2023 年 3 月に開催された国連国際租税協力専門家委員会第 26 回会議において、「カーボンオフセット・カーボンクレジットに関する移転価格」<sup>1</sup>報告書（以下、「国連報告書」）を提出した。この報告書では、カーボンオフセットとカーボンクレジット取引（以下、「炭素排出権取引」）を推進する背景が説明され、事例を交えながら、多国籍企業の温室効果ガスの排出量削減プロジェクトについて移転価格税制の視点からバリューチェーン分析が行われている。当該報告書は、2023 年 10 月中旬に開催される国連国際租税協力専門家委員会第 27 回会議の期間中に租税委員会に提出され、最終承認を得るための審議が行われる予定である。本 Tax Analysis では、上述した報告書の内容及び中国企業の実情を踏まえて、中国における外資系企業及び海外進出した中国企業に想定される関連者間炭素排出権取引シナリオ及びその移転価格管理について分析する。

## 世界と中国の炭素排出権取引の動向

地球温暖化対策のため、世界各国は温室効果ガスの排出量削減について一連の国際協力行動計画に合意した。1997 年に締結された「京都協定書」により、国際炭素排出権取引市場の枠組みが構築された。2015 年に締結された「パリ協定」では、世界各国のカーボンニュートラル達成のスケジュール目標が設定され、国際炭素排出権取引市場の運営についてより詳細な規定が定められた。上述の国際協定枠組みの下、世界各国は炭素税と炭素排出権取引などの仕組み

<sup>1</sup> Transfer Pricing of Carbon Offsets and Carbon Credits、ANNEX C to E/C.18/2023/CRP.7

<sup>5</sup> デロイト中国の Sustainability & Climate Partner の Hu, Martin、Associate Director の Chang, Jinyu、Tax Senior Manager の Wang, Zhenyu も本 Tax Analysis の作成に協力した。

を設け、経済的アプローチと市場的アプローチを通じて高排出企業の温室効果ガスの排出を制限し、企業による排出削減目標達成のための技術革新を奨励する方針を取っている。その内、炭素排出権取引の対象は主に認証排出削減量、排出削減原単位である<sup>2</sup>。例えば、排出削減原単位は、主に企業の温室効果ガス排出削減活動、植林といった温室効果ガス吸収（カーボンシンク）活動を通じて排出される温室効果ガスを埋め合わせる（カーボンオフセット）によって生成される。実務上、一般的に、1カーボンクレジット取引原単位は二酸化炭素換算で1トンの排出削減量に相当する。

ここ数年、世界の炭素排出権取引の規模は急速に拡大している。世界銀行が発表した「2022年におけるカーボンプライシングの現状と動向」<sup>3</sup>によると、2007年以来、カーボンクレジット市場の累計取引規模が二酸化炭素換算で47億トンに達し、2021年における国際カーボンクレジット市場規模は前年同期比48%増となっており、企業の排出削減への積極的な取り組みにより、2021年におけるCER（Certified Emissions Reductions）取引市場の規模は初めて10億米ドルを超えた。これら実績の達成に、世界各地での排出権取引所の設立、及び排出権取引の市場化への寄与は必要不可欠である。世界最大（取引価値基準）の炭素排出権取引市場である欧州域内排出権取引制度（European Union Emissions Trading System、以下「EU-ETS」）を例にとると、2005年の発足以来、EU-ETSは4段階の発展を経て、排出枠の交付と競売、取引、審査・認証、監督管理を内包する体系的なシステムを構築し、2020年において、EU-ETSの日平均取引量は300万トンに達した。<sup>4</sup>

共同体の構築を推進する責任と持続可能な発展を達成する国内目標のため、中国は自国の実情に適した「ダブルカーボン」目標を掲げ、法令と市場の整備を通じて国内の炭素排出権取引の発展を推進している。2020年末、生態環境部は2021年2月1日から施行される「炭素排出権取引管理弁法（試行）」を公布した。国内の炭素排出権取引市場の初の契約履行サイクル（2021年）は年間約45億トンの温室効果ガス排出量をカバーしており、当該契約履行サイクルにおいて、中国が世界最大の炭素排出権取引市場になった。2021年、中国炭素排出権取引市場における炭素排出枠の累積取引量は1.79億トンに、累積取引額は76.61億人民元に達した。EU市場を基準とした場合、中国の炭素排出権市場は取引量と取引価格の面で、依然として大きな成長余地が見込める。

EU-ETSに代表されるETS（Emissions Trading System）取引市場のほか、急速に成長しているCER（Certified Emissions Reductions）取引市場は、距離的制約に囚われない大規模な炭素排出権取引プラットフォームになることが見込まれる。例えば、中国認証排出削減量（China Certified Emissions Reductions、「CCERs」と略称する）を含む複数の国内外CERユニットは、2021~2023年の契約履行サイクルにおいてCORSIA（国際民間航空機関（ICAO）の主導で創設された国際航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation））の下で利用可能な適格排出ユニットに加わることが承認されており、これは、これらのCERユニットがCORSIAを通じてクロスボーダー取引を実施できることを意味する。

広い意味での炭素排出権取引は、より多くの内容を内包する。企業に想定される炭素排出権取引として、カーボンクレジット取引原単位の直接購入のほか、カーボンクレジットやカーボンオフセットの獲得を目的とするその他の経済活動（例：省エネ・排出削減プロジェクトに関連する役務取引、省エネ・排出削減技術やマーケティング無形資産に関連する取引）なども考えられる。

For more information, please contact:

**Tax & Business Advisory  
Transfer Pricing Tax  
National Tax Leader**

**He, Lian Tang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : [lhe@deloitte.com.cn](mailto:lhe@deloitte.com.cn)

**Northern China**

**Wei, Sophie Lu**

Partner

Tel : +86 10 8520 7622

E-mail : [swei@deloitte.com.cn](mailto:swei@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Jerry Wang**

Partner

Tel : +86 512 6289 1308

E-mail : [jerrywang@deloitte.com.cn](mailto:jerrywang@deloitte.com.cn)

**Southern China**

**Edison Zuo**

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

E-mail : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Frank Tang**

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

<sup>2</sup> 国連報告書の関連内容を参照し、本Tax Analysisでは、排出権取引の対象をカーボンクレジット（取引）原単位と称する。

<sup>3</sup> State and Trends of Carbon Pricing (2022) (The World Bank)

<sup>4</sup> 中国社会科学報、「炭素税と炭素排出権取引の相乗的・補完的メカニズムの構築」、2022年5月19日。

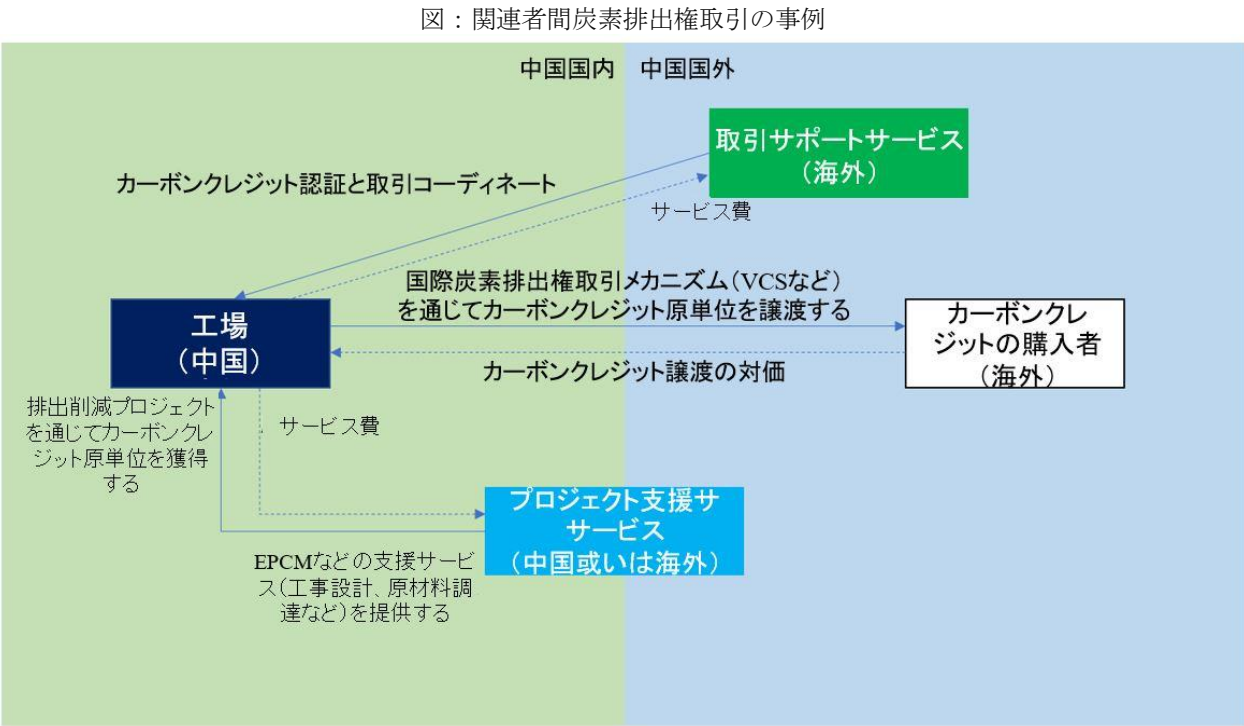
中国企業に想定される関連者間炭素排出権取引のシナリオ

国内外の炭素排出権取引制度及び市場の更なる整備に伴い、海外進出した中国企業及び中国における外資系企業は近い将来、関連者間炭素排出権取引を行い、移転価格管理上の課題に遭遇する可能性が想定される。国連報告書に記載された事例及び中国における移転価格実務を踏まえて見ると、中国企業に想定される関連者間炭素排出権取引のシナリオは下記の通りである（下記に限られない）。

(一) 中国企業によるカーボンクレジット取引原単位の譲渡

中国はこれまで、工業企業やその他のエネルギー多消費型産業（例：交通運輸業）における省エネルギー・排出削減を積極的に推進してきた。「走出去（中国企業の海外進出）」と「引進來（外資の国内誘致）」が推進されるセクターにおいて、国際炭素排出権取引メカニズムを通じて、中国企業で獲得されたカーボンクレジット取引原単位のクロスボーダー取引が行われることが想定される。

国連報告書の事例説明その 3 において、カナダのアルバータ州北部にある石油化学工場の排出削減プロジェクトがカーボンクレジットのクロスボーダー取引の一例として取り上げられている。中国企業に想定される類似のケースとして、下図のような関連者間取引が考えられる。



上記のシナリオでは、以下のような関連者間取引が発生する可能性がある。

| サプライチェーン上の位置                    | 想定される関連者間取引                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 排出削減プロジェクトを通じてカーボンクレジット原単位を獲得する | Y 関連者から排出削減プロジェクトへの EPCM（工事設計、原材料調達、建設、管理）サービスの提供     |
|                                 | Y 関連者から工場への排出削減プロジェクト関連の原材料または設備の販売                   |
|                                 | Y 関連者から工場への排出削減プロジェクト関連の技術使用許諾の供与または技術所有権の譲渡          |
|                                 | Y 関連者から工場への排出削減プロジェクト関連の資金提供                          |
| カーボンクレジット原単位を譲渡する               | Y カーボンクレジット原単位の認証登録プロセスにおける関連者のサービス提供                 |
|                                 | Y 関連者による自社用または第三者企業向け転売のためのカーボンクレジット原単位の購入            |
|                                 | Y カーボンクレジット原単位の譲渡プロセスにおける関連者の仲介サービスの提供及びコミッション/手数料の受領 |

中国企業は排出削減プロジェクトの実施を通じてカーボンクレジット原単位を獲得できるほか、植林などの方式でカーボンオフセットを実現し、カーボンクレジット原単位を獲得することもできる。その場合、上述した中国国内炭素排出権取引と類似する関連者間取引が想定される。

## （二） 海外企業のカーボンクレジット原単位獲得向けの中国企業による支援サービス

中国企業が国外関連者の排出削減プロジェクト向けに支援サービスを提供する可能性も考えられる。その場合、国内企業から国外企業へ提供される支援サービスとして想定される取引は前述と同様に、工事設計・施工、EPCM サービス、製品販売、資金提供、及びその他の形式の支援サービスが考えられる。

## （三） 多国籍企業グループの省エネルギー・排出削減活動による関連者間取引価格設定への間接的な影響

直接的なカーボンクレジット原単位取引のほか、多国籍企業グループの省エネルギー・排出削減活動から、無形資産または付加価値が生まれる可能性があり（例：排出削減活動への取り組みによる企業イメージ向上とブランド価値向上、グループ内企業間の排出削減支出の分担など）、それが企業の関連者間取引の価格設定に直接的・間接的な影響を与える可能性がある。

## 独立企業原則に従う関連者間炭素排出権取引の価格設定上の主な考慮要因

国連報告書によれば、移転価格算定方法を以て炭素排出権取引の価格設定を考察する際、最も重要なのは、取引の各当事者の業務シーン上とサプライチェーン上の機能・リスクを正確に把握することであり、そうすることで、第三者企業が類似のケースにおいて採用する定価モデルを参考に、独立企業原則に合致する関連者間取引価格を算定することができる。

カーボンクレジット原単位の生成・譲渡プロセスにおいて、関連者間取引の価格設定上のコアな考慮要因として、排出削減プロジェクトの置かれる企業（例えば工場）、及び関連の排出削減活動（例えば、設計、EPCM、認証及び届出）を実施する企業におけるサプライチェーン上の機能・リスクが挙げられる。排出削減プロジェクトの置かれる企業が主要な機能を担い、重大な経済リスクを負う一方、その関連者が主に支援的サービスを提供する場合、後者に対して、一般的なサービス提供者者に想定される利益率に準ずる補償が認められる。排出削減プロジェクトにおける設計、認証などの活動が重大な経済的意思決定、価値創造及びリスク負担に関わると認められる場合、排出削減プロジェクトの置かれる企業、及び関連の排出削減活動を実施する企業のバリューチェーン上の寄与度を考察する上で、最適な利益配分方法を確定する必要がある。

企業グループの省エネルギー・排出削減プロジェクトから生まれる可能性がある無形資産や付加価値、及びグループ内企業間の排出削減支出の分担については、企業グループは現地の移転価格税制の規定に基づき、現地企業の受益性及び独立企業原則への適合性の観点から、現地企業が関連の付加価値の対価（例えば、無形資産に対するロイヤリティ）または排出削減支出の分担額を負担すべきか否かを判断する必要がある。現地企業が企業グループの排出削減活動から生まれた無形資産や関連の排出削減支出から直接的に受益できない場合、独立企業原則に基づき、当該企業グループの排出削減活動に関するコストの負担、または追加の補償は行うべきではない。

## 結論

国際社会における炭素排出削減への取り組み及び国際炭素排出削減メカニズムのさらなる整備に伴い、炭素排出権取引市場は今後も成長し整備される見通しであり、在中の外資系企業と海外進出した中国企業は、関連者間炭素排出権取引（主にカーボンクレジットの生成及び譲渡プロセスにおける経済活動、及び多国籍企業グループの省エネルギー・排出削減プロジェクトから生まれる無形資産収益やグループ内企業間の排出削減支出の分担を含む）を行う可能性が想定される。企業は、これらの関連者間取引の価格設定に際して、独立企業原則に基づき、各取引シーンにおける各当事者の機能・リスク、及びバリューチェーン上の経済的寄与度を考察する上で、最適な利益配分方法を確定する必要がある。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

#### China

##### Victor Li

Tax Managing Partner  
Tel : +86 755 3353 8113  
Fax : +86 755 8246 3222  
E-mail : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Xiaoli Huang

Partner  
Tel : +86 10 8520 7707  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [xiaolihuang@deloitte.com.cn](mailto:xiaolihuang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Maria Liang

Partner  
Tel : +86 21 6141 1059  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### Southern China

##### Jennifer Zhang

Partner  
Tel : +86 20 2885 8608  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Frank Tang

Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### China National Tax Technical Centre

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Julie Zhang

China National Tax Technical Centre  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Tony Zhang

Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
E-mail : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Mainland)

##### German Cheung

Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Hong Kong)

##### Chik, Doris Wai Chi

Director  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
E-mail : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### JSG Tax team

##### 華北地区

北京

##### 浦野 卓矢

Partner  
Tel : +86 10 8512 5524  
Email : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海

##### 板谷 圭一

Partner  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海

##### 中野 隆正

Senior Manager  
Tel : +86 21 3313 8800  
Email : [tnakano@deloitte.com.cn](mailto:tnakano@deloitte.com.cn)

##### 華南地区

廣州

##### 左 迪

Partner  
Tel : +86 20 2831 1309  
Email : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at [cmchina@deloitte.com.hk](mailto:cmchina@deloitte.com.hk)

## デロイトについて

**Deloitte China**（デロイト中国）は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の **30** 都市において **2 万人** 以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

**Deloitte**（デロイト）ブランドは **1845** 年に誕生し、**1978** 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 **150** 以上の国や地域に広がっています。**Deloitte**（デロイト）は、「**To make an impact that matters**」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の变革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

**Deloitte**（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「**DTTL**」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとまたは複数指します。**DTTL**（または「**Deloitte Global**」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。**DTTL** および **DTTL** の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。**DTTL** はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市にてサービスを提供しています。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、**DTTL**、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる **DTTL**、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。

© 2023. For information, contact Deloitte China.